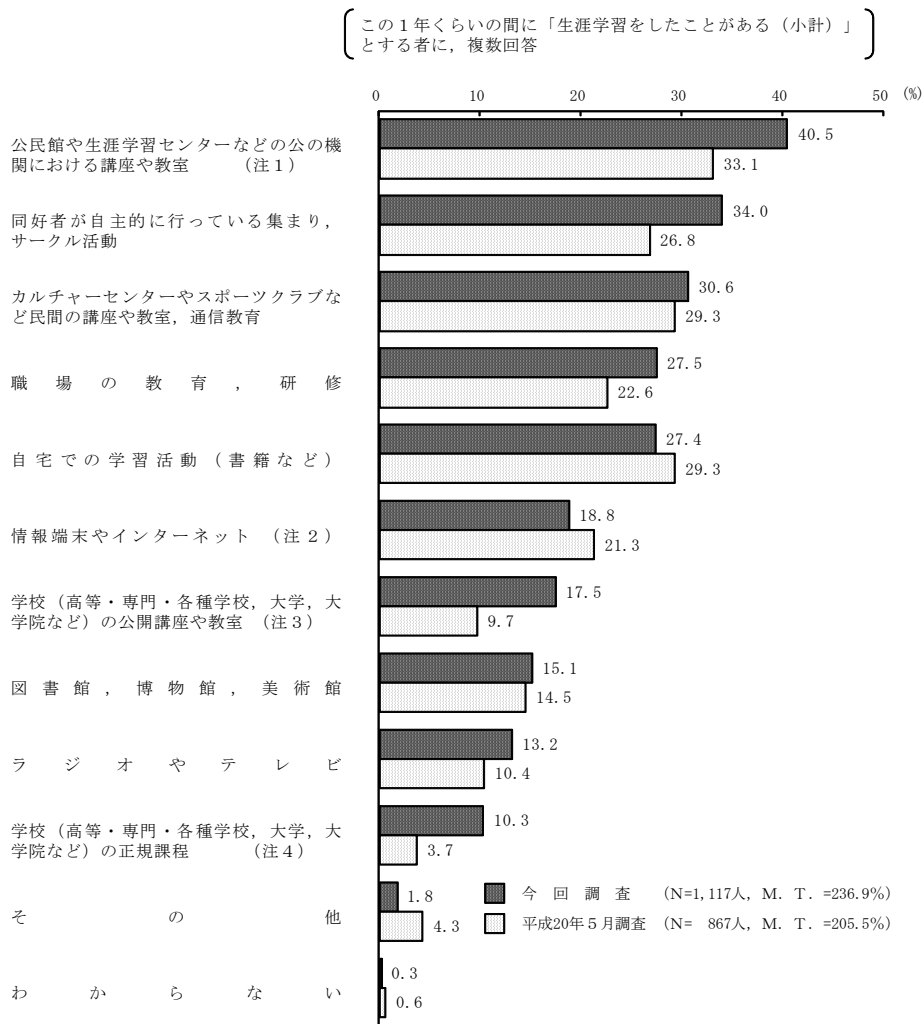


検定試験等に関する参考資料

各種教育プログラム・検定試験の現状

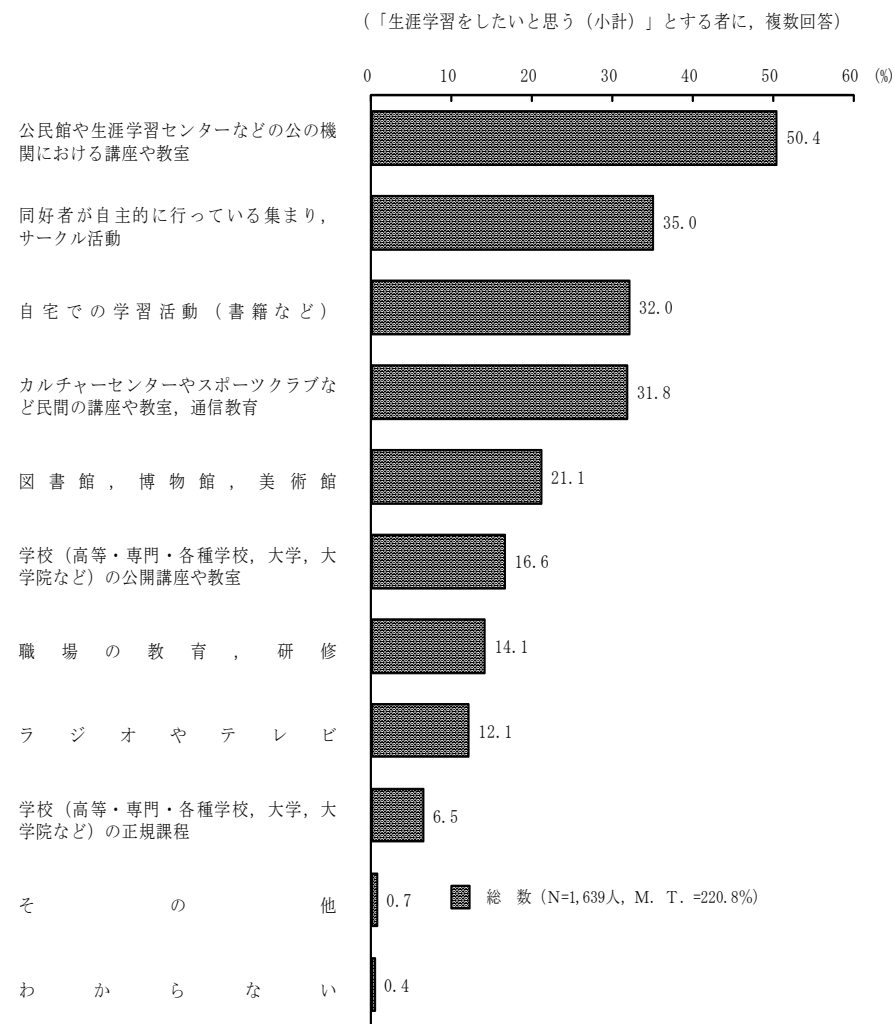
生涯学習の現状①（「生涯学習に関する世論調査(平成24年7月調査)」より）

行った生涯学習の形式(複数回答)



(注1) 平成20年5月調査では、「公民館などにおける都道府県や市町村などの自治体の講座や教室」となっている。
 (注2) 平成20年5月調査では、「パソコンやインターネットなど(情報端末, ゲーム機器などの活用を含む)」となっている。
 (注3) 平成20年5月調査では、「学校(高等・専修・各種学校, 大学, 大学院など)の公開講座や教室」となっている。
 (注4) 平成20年5月調査では、「学校(高等・専修・各種学校, 大学, 大学院など)の正規課程」となっている。

行いたい生涯学習の形式 (複数回答)



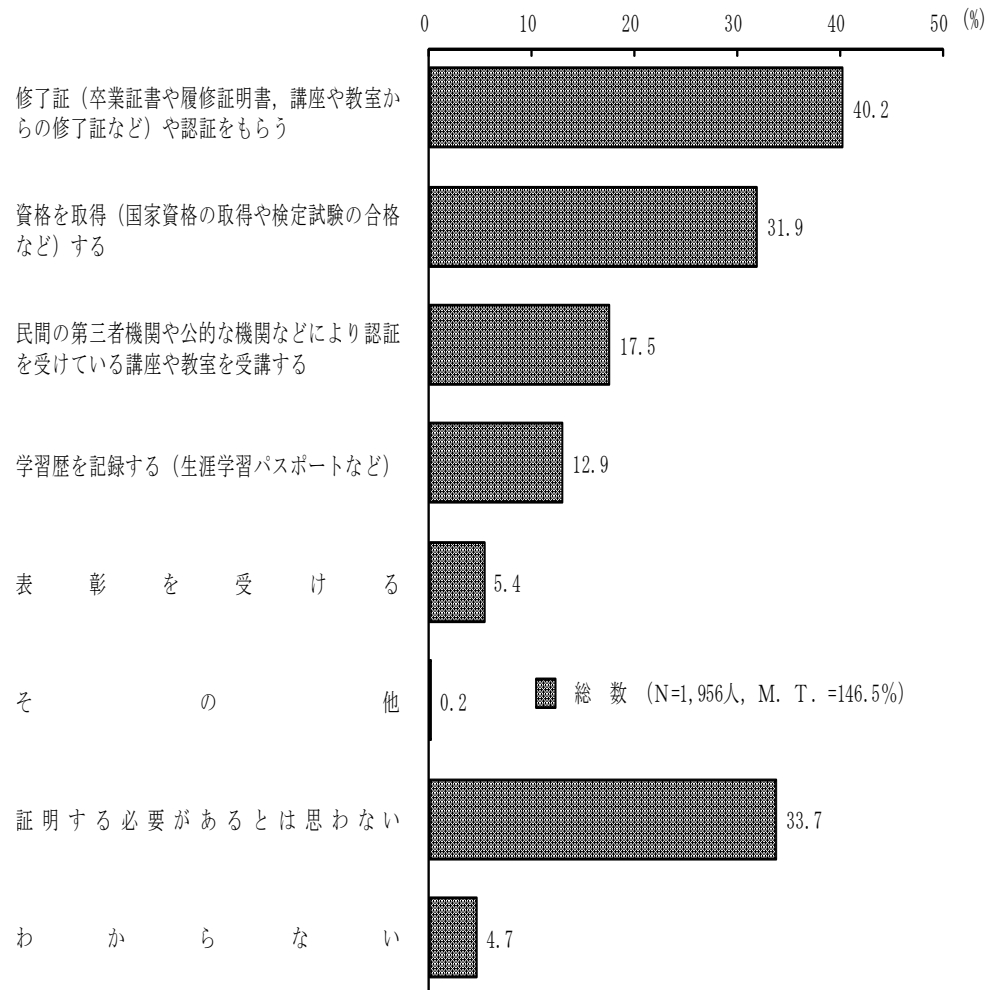
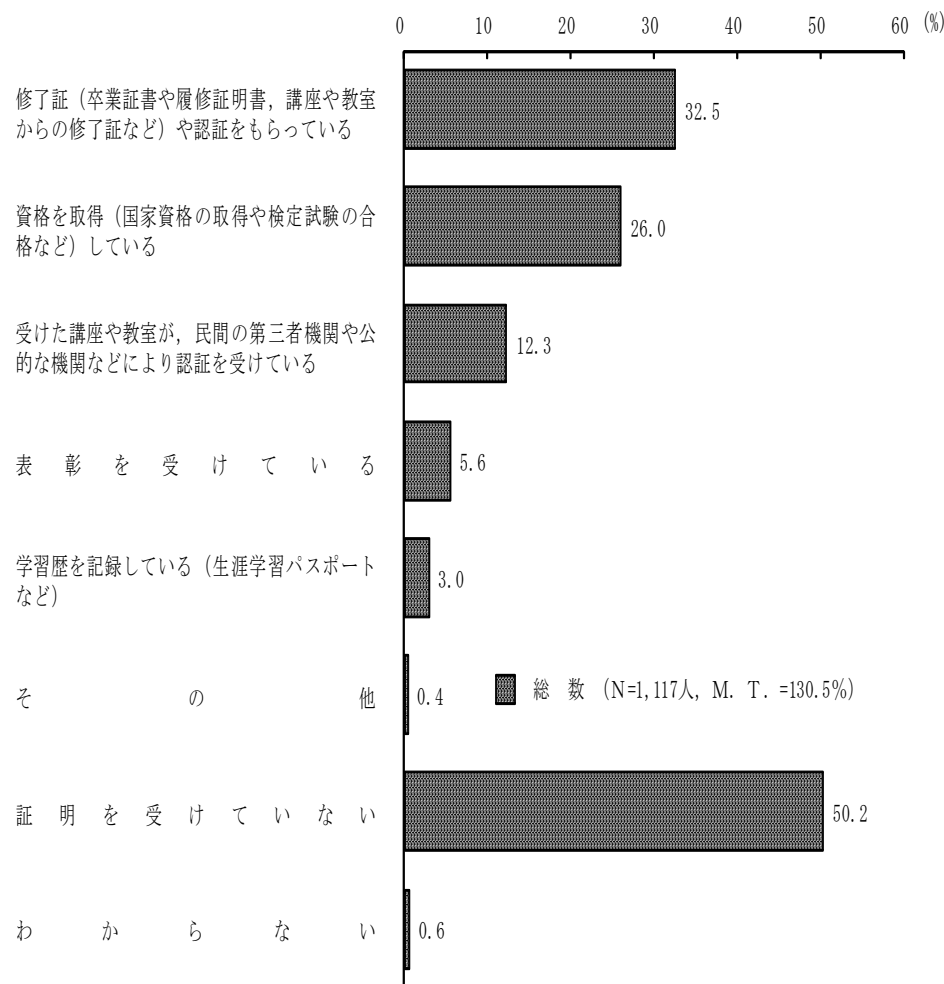
生涯学習の現状②（「生涯学習に関する世論調査(平成24年7月調査)」より）

身につけている知識等が社会的評価を受けているか
（複数回答）

（今後の）身につけた知識等についての社会的評価
の方法（複数回答）

（この1年くらいの間に「生涯学習をしたことがある（小計）」
とする者に、複数回答）

（複数回答）

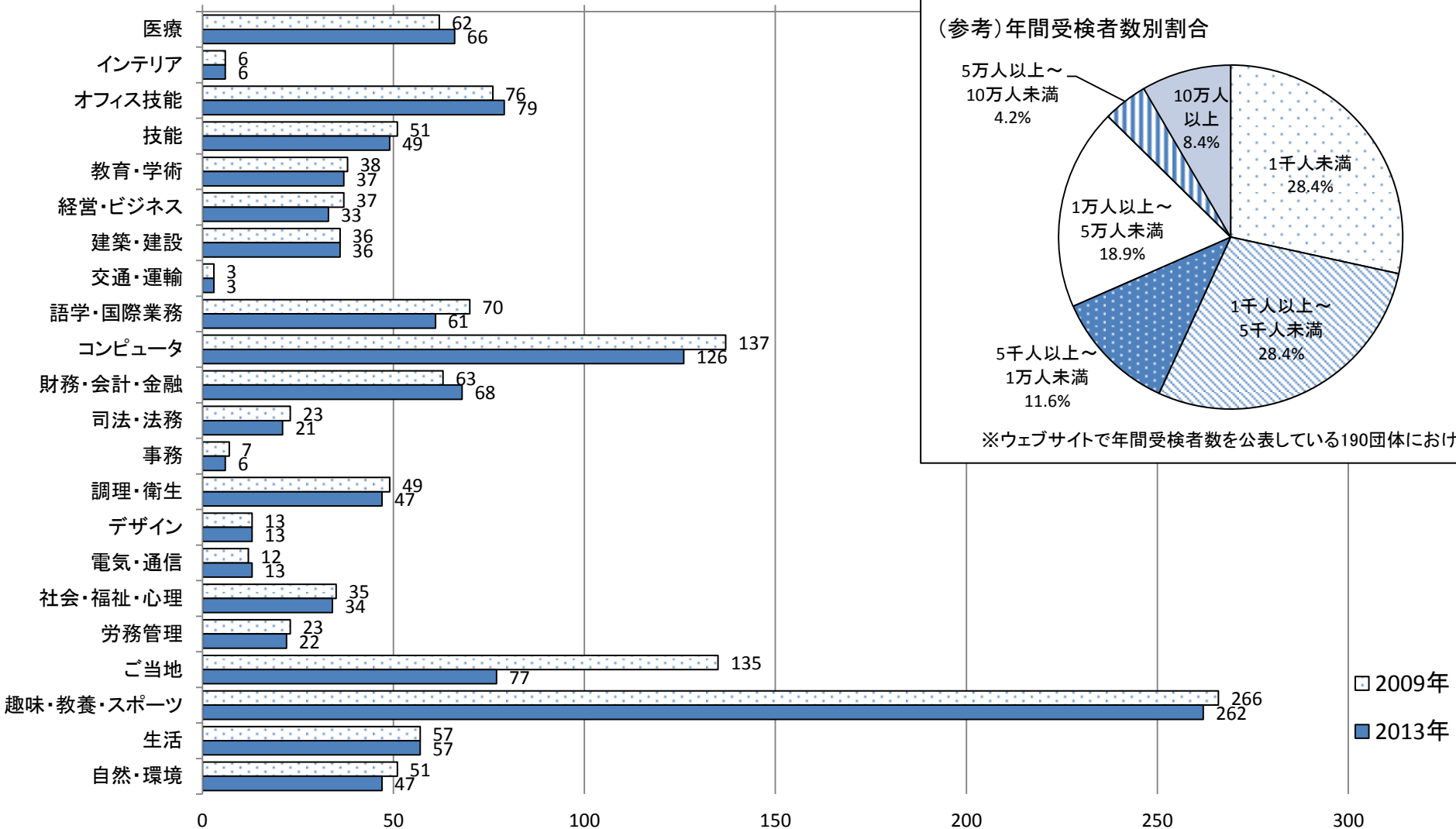


民間検定試験の概要

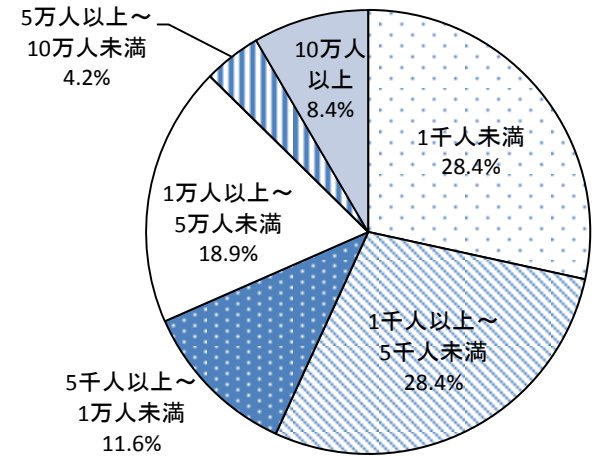
「第5回検定試験に関する実態調査」(全国検定振興機構、2013年12月～2014年2月)に基づき作成

※各検定試験実施団体におけるインターネット上の公表情報による調査、民間検定数:(2013年)1,163検定、(2009年)1,250検定

【分野別検定数】



(参考)年間受検者数別割合

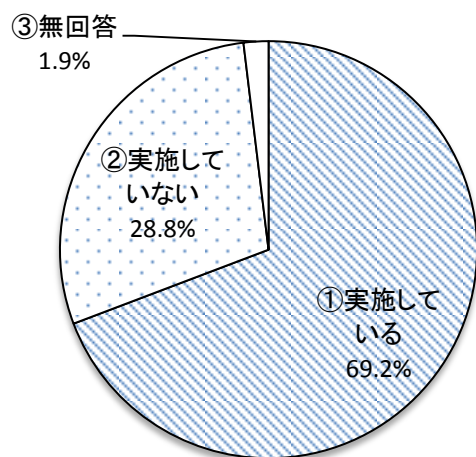


※ウェブサイトで年間受検者数を公表している190団体における割合

検定試験の自己評価の実施状況等

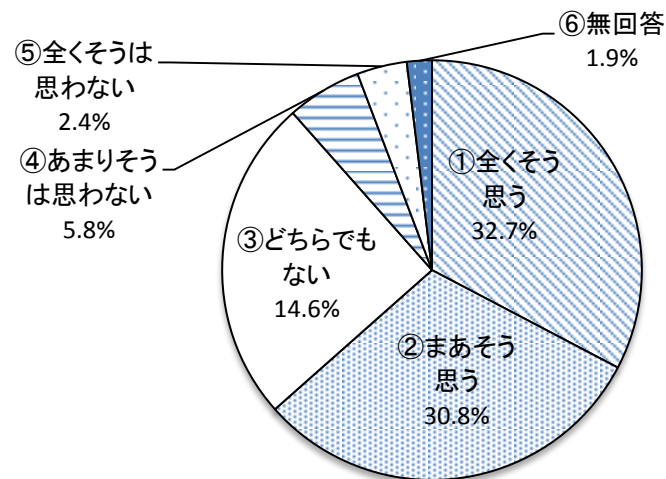
平成26年度 文部科学省委託調査「検定試験における第三者評価に関する調査研究」で実施した民間検定事業者に対するアンケート調査（調査対象：受験者数5千人以上の団体等90団体、回収率57.8%）の結果より作成。

【自己評価の実施状況について】



「検定試験の自己評価シート」を活用した自己評価を「実施している」団体の割合は、約7割。

【第三者評価の必要性について】



第三者評価の必要性について肯定的意見（「全くそう思う」「まあそう思う」）の割合は、約6割。

第三者評価の仕組みの必要性に関する回答（自由記述）

- 数多く存在する検定試験のなかで、どの検定試験が信頼に値するかを客観的に評価し公表することは、受験を目指す学習者たちのメリットとなる。
- 検定試験の質の向上を図り、受験者の信頼性を高めるためには「第三者」が関与する仕組みは必要であると考える。
- SNSでの評価、感想がWeb上に氾濫しており、受験者の生の声を集約すれば、受験者も検定実施団体もその検定の評価が高いか低いか、実際に役に立つのか立たないのか判断が可能。

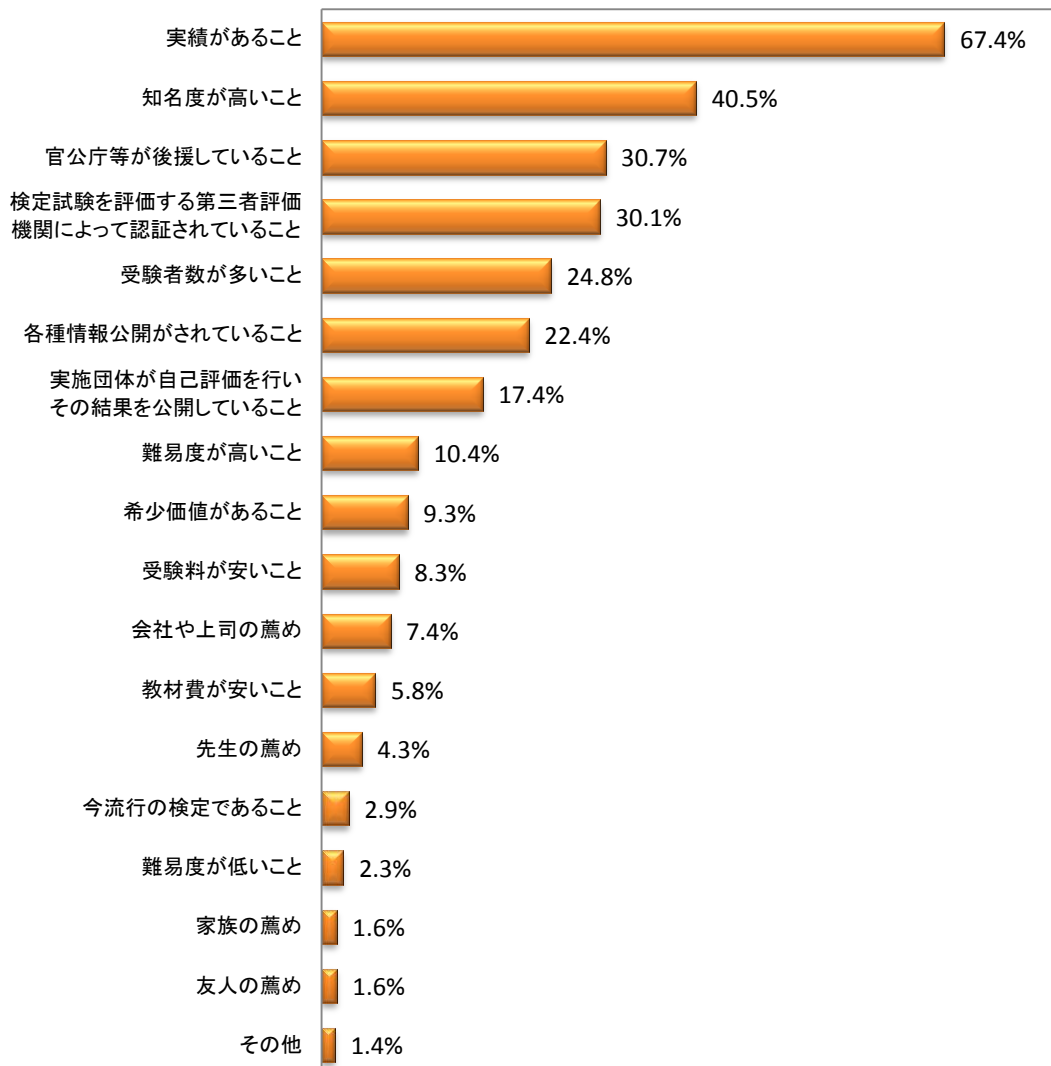
検定試験の信頼性についての受検者の判断基準

「第2回検定試験に関する実態調査」(全国検定振興機構、2011年2月)に基づき作成

※Webアンケート方式、検定試験受検経験者10,000サンプル

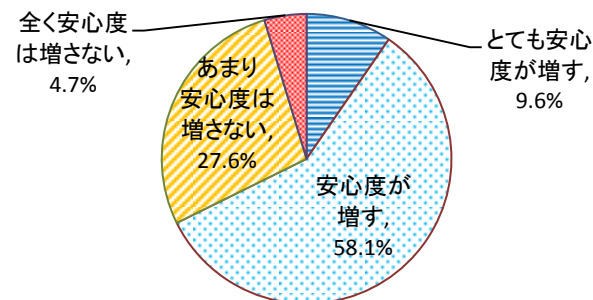
【信頼できる検定試験かどうかの判断基準】

「その検定試験が、信頼できるかどうかの判断基準は？」という問いに対する結果を集計(複数回答)



【自己評価を行う検定試験への安心度】

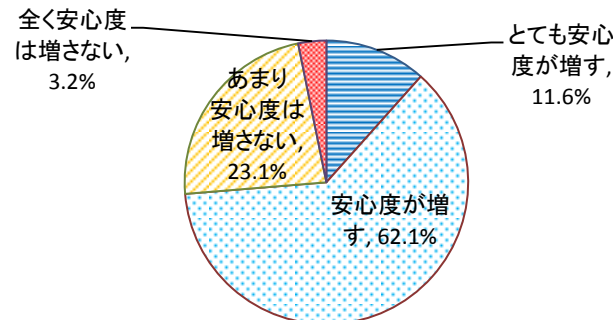
「今後自己評価(点検)を行い、その結果を公開する検定実施団体が実施する検定試験は、受験を検討する際に安心度が増すと思いますか？」という問いに対する結果を集計



自己評価により検定試験の安心度が増すと回答した受検者は約7割

【第三者評価による検定試験への安心度】

「今後検定試験の評価を行う第三者評価機関によって認証される検定試験は、受験を検討する際に安心度が増すと思いますか？」という問いに対する結果を集計



第三者評価により検定試験の安心度が増すと回答した受検者は約7割

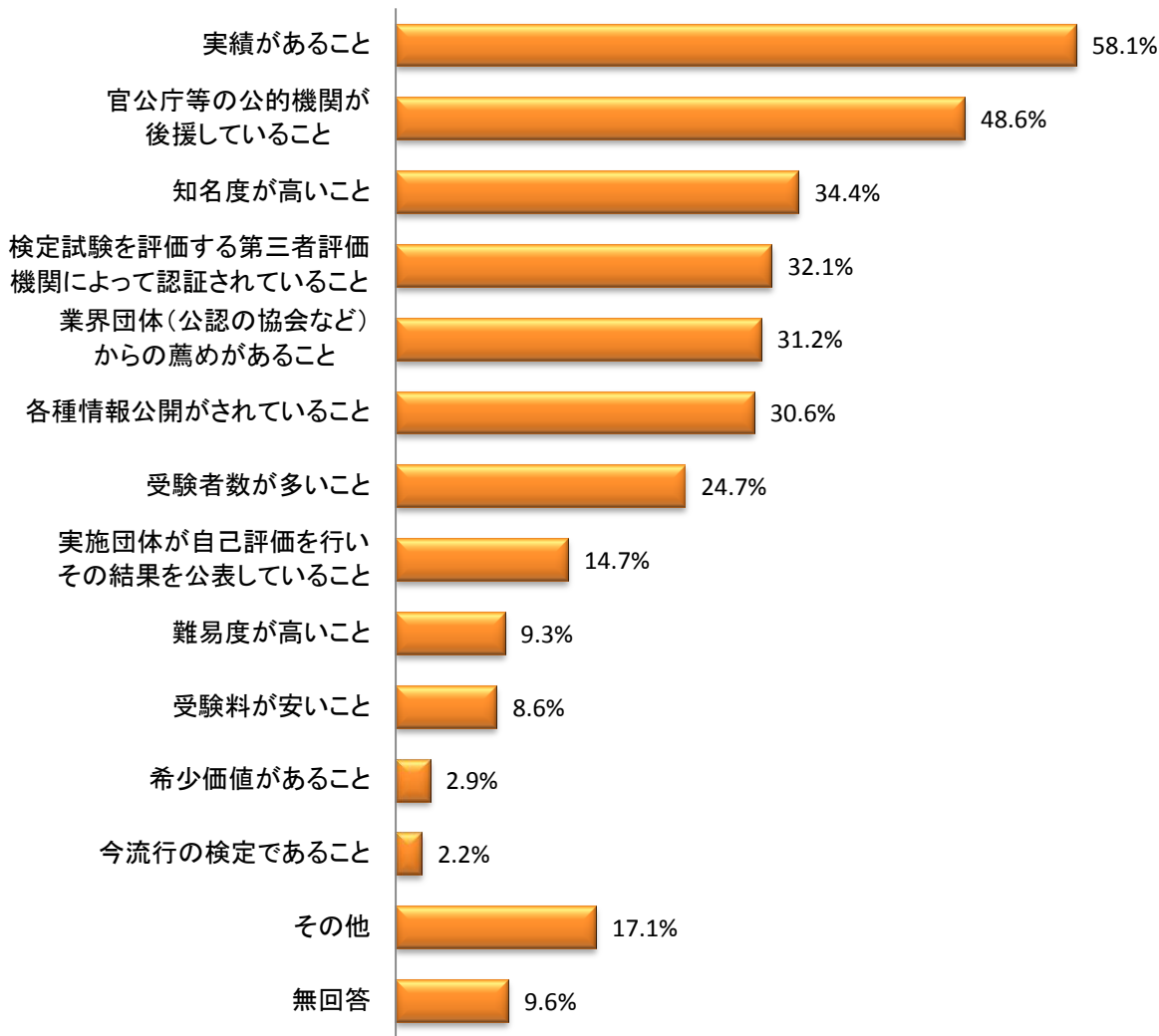
検定試験の信頼性についての大学等の判断基準

「第4回検定試験に関する実態調査」(全国検定振興機構、2013年1月～2月)に基づき作成

※郵送及びWebアンケート方式、全国の高等教育機関(大学・大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校等5,000校)を対象、有効回答733サンプル

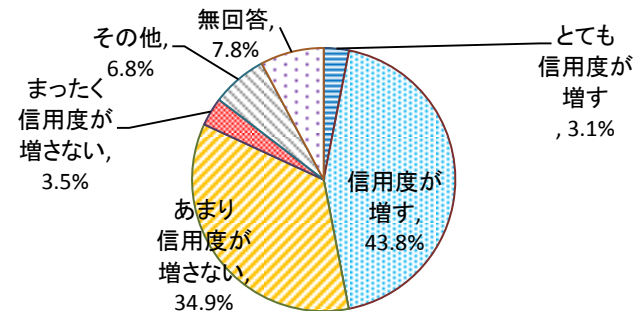
【検定試験・資格活用時の判断基準】

「貴校にとって、民間資格・検定を活用、奨励する際に判断する基準は何ですか。」
という問いに対する回答を集計(複数回答)



【自己評価を行う検定試験への信用度】

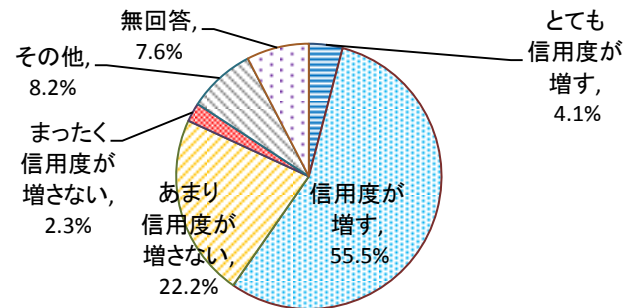
「今後貴校が、民間資格・検定を活用し、奨励する場合の判断基準とする際に、検定試験実施団体が自ら自己評価(点検)をおこない、その結果を公開する民間資格・検定に対しては、信用度が増すと思いますか。」という問いに対する回答を集計



自己評価により検定試験の信用度が増すと回答した大学等は約5割

【第三者評価による検定試験への信用度】

「今後貴校が、民間資格・検定を活用し、奨励する場合の判断基準とする際に、検定試験の評価を行う第三者評価機関によって認証される民間資格・検定に対して、信用度が増すと思いますか。」という問いに対する回答を集計



第三者評価により検定試験の信用度が増すと回答した大学等は約6割

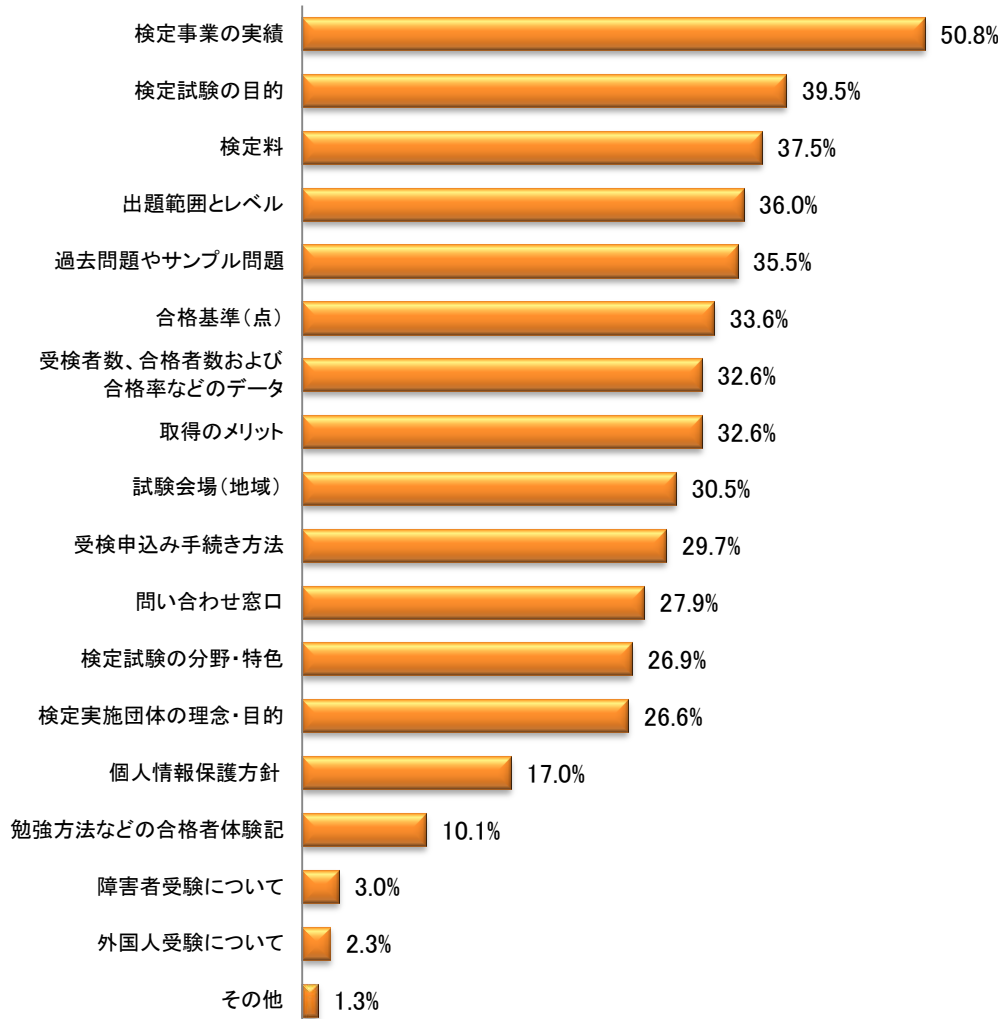
受検者が検定実施団体に求める情報公開の内容

「第2回検定試験に関する実態調査」(全国検定振興機構、2011年2月)に基づき作成

※Webアンケート方式、検定試験受検経験者10,000サンプル

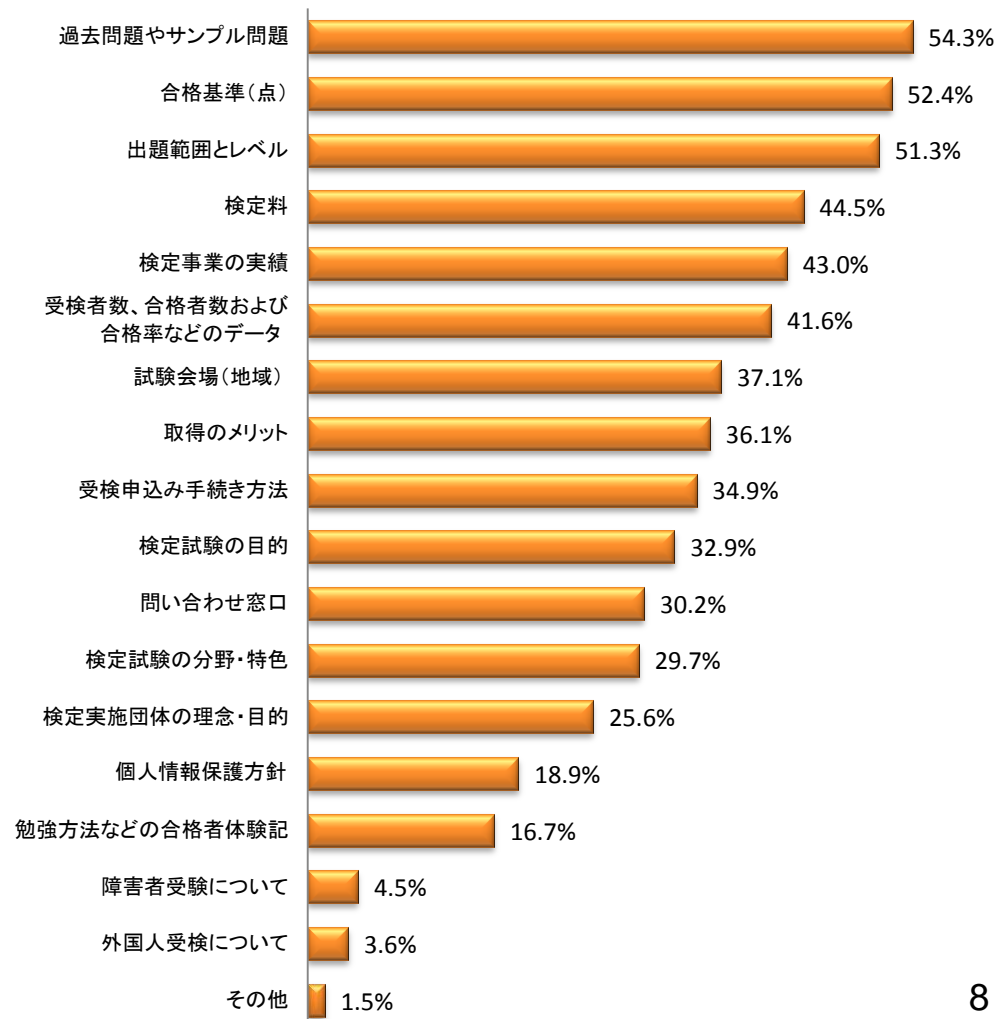
【検定試験のパンフレットやHPに記載されていると信頼できると思う項目】

「検定試験のパンフレットやホームページに記載されていると信頼できると思う項目」という問いに対する結果を集計(複数回答)



【検定実施団体に情報公開してほしいこと】

「検定実施団体に最も情報公開してほしいことは何ですか」という問いに対する結果を集計(複数回答)



文部科学省が後援している主な検定試験

公益財団法人 画像情報教育振興協会	CGエンジニア検定
	画像処理エンジニア検定
	CGクリエイター検定
	Webデザイナー検定
	マルチメディア検定
公益財団法人 国際文化カレッジ	デジタル技術検定
	ラジオ・音響技能検定
	レタリング技能検定
	フォトマスター/写真とカメラの 実用知識検定試験
公益財団法人 実務技能検定協会	秘書技能検定
	ビジネス文書技能検定
	ビジネス実務マナー技能検定
	サービス接遇実務検定
	ビジネス電話実務検定
公益財団法人 日本編物検定協会	毛糸・レース編物技能検定
公益財団法人 日本英語検定協会	実用英語技能検定
公益財団法人 日本数学検定協会	実用数学技能検定
公益財団法人 日本スペイン協会	スペイン語技能検定
公益財団法人 フランス語教育振興協会	実用フランス語技能検定試験
公益社団法人 色彩検定協会	色彩検定
公益社団法人 日本工業英語協会	工業英語能力検定

公益社団法人 日本速記協会	速記技能検定
一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団	ビジネス能力検定ジョブパス
	情報検定
一般財団法人 中央工学校生涯学習センター	トレース技能実務検定試験
一般財団法人 日本書写技能検定協会	硬筆書写技能検定
	毛筆書写技能検定
一般財団法人 日本ホテル教育センター	和食検定
	ホテルビジネス実務検定
一般社団法人 日本ライフスタイル協会	リビングスタイリスト資格試験
学校法人 香川栄養学園	家庭料理技能検定
特定非営利活動法人 世界遺産アカデミー	世界遺産検定
特定非営利活動法人 日本語検定委員会	日本語検定
特定非営利活動法人 日本成人病予防協会	健康管理能力検定
特定非営利活動法人 日本マナー・プロトコール協会	マナー・プロトコール検定
日本情報処理検定協会	日本語ワープロ検定試験
	情報処理技能検定試験
	文書デザイン検定試験
	ホームページ作成検定試験
	プレゼンテーション作成検定試験
	パソコンスピード認定試験

これまでの検討・関連する答申等の抜粋

検定試験の質の保証に関する検討等の経緯

昭和42年

- ・生涯学習の振興のため、学校教育上又は社会教育上奨励すべきものを認定する文部科学省認定技能審査(文部省告示第237号)開始
(平成12年度から文部省令により実施)

平成14年3月29日

- ・「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」閣議決定
平成17年度末に文部科学省認定技能審査制度を廃止することを決定。

(閣議決定抜粋)

公益法人が独自に行う技能審査等の事務・事業に対する大臣認定その他の推薦等については、当該事務・事業が法律で定められた国の事務・事業ではないこと、民間において実施されている各種技能審査等の間における差別化を必要以上に助長するおそれがあること等の観点から、一律に廃止する。

平成20年2月19日

- ・中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」
各個人の学習成果を評価する検定試験について客観性や質を確保する仕組みを構築する必要性

平成22年6月

- ・検定試験の評価の在り方に関する有識者会議(平成20年5月設置)により、「「検定試験の評価ガイドライン(試案)」について(検討のまとめ)」策定

平成23年2月

- ・検定試験の自己評価に関する研究会(有識者、検定事業者等により平成22年11月に立ち上げ)が、「検定試験の自己評価シート」をとりまとめ

新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について ～知の循環型社会の構築を目指して～

中央教育審議会(答申)

(平成20年2月19日)【抜粋】

<第1部 今後の生涯学習の振興方策等について>

3. 目指すべき施策の方向性

(1)国民一人一人の生涯を通じた学習の支援—国民の「学ぶ意欲」を支える

③学習成果の評価の社会的通用性の向上

○ 国民一人一人の学習活動を促進するためには、各個人の学習成果が社会全体で幅広く通用し、評価され、活用できることが重要であり、そのためには学習成果を適切に評価する仕組みの構築が必要である。

○ このような学習成果が適切に評価され生かされる方策の必要性・重要性については、平成2年の中央教育審議会答申(「生涯学習の基盤整備について」)でも明らかにされ、その後も平成3年の中央教育審議会答申(「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について」)における多様な学習成果を評価する仕組みを整備する必要性の指摘や、11年の生涯学習審議会答申(「学習の成果を幅広く生かす」)における、学習意欲を高めるためのみならず学習の成果を幅広く生かす観点から、学習成果を社会で通用させるシステムの必要性等の提言がなされている。さらに、改正教育基本法第3条の「生涯学習の理念」においては、生涯学習の「成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と、生涯学習の成果について新たに規定が設けられた。

○ しかしながら、多種多様な主体が提供する学習機会について把握した上でそれらの学習成果を特定の者が客観的に評価することは困難であること等から、これまでの生涯学習の振興における方策は学習機会の提供・整備等の施策が中心となり、学習成果の評価やその社会的通用性の確立に向けた具体的な方策は講じられてこなかった。

○ また、近年、民間事業者等を中心とした多様な学習機会(いわゆる「教育サービス」)が提供されており、学習者にとって多様な選択肢が用意されている。このような状況を踏まえ、様々な民間事業者等が提供する学習機会について、その学習内容や学習成果等の質の保証や評価を行う方策、行政と民間事業者等との連携方策等について検討し、生涯学習の成果の社会的通用性を向上させる必要がある。

4. 具体的方策

(1) 国民一人一人の生涯を通じた学習の支援—国民の「学ぶ意欲」を支える

③ 学習成果の評価の社会的通用性の向上

○ 学習成果の活用を促進するためには、学習成果の評価の社会的通用性を向上させることが必要である。そのため、民間事業者等が提供する多様な教育サービスについて、その内容の質の保証の在り方や学習成果の評価の在り方等について今後検討することが必要である。

(履修証明制度等の活用)

○ 平成19年に改正された学校教育法により、大学等が社会人等を対象とした課程(教育プログラム)を修了した者に対して証明書を交付することができる履修証明制度が導入されており、その活用を図ることが重要である。

○ また、企業の現場や教育機関等で実践的な職業訓練等を受け、修了証等を得て、これらを就職活動等の職業キャリア形成に活用する「ジョブ・カード制度」が平成20年度から開始されることとなっている。ジョブ・カードは履修証明制度によって交付される履修証明書等のほか、自分の職歴や教育訓練歴、取得資格等に加え、多種多様な学習成果の情報を一体的にまとめたものの総称である。各個人が自らの学習成果を生かして就業につなげるなど、本制度の積極的な活用が望まれるため、官民協力の下、同制度を広く普及させていくことが重要である。

(多様な教育サービスの評価の在り方やそのための質保証の在り方の検討)

○ 民間事業者等が提供する教育サービスの質の保証や評価の在り方について検討するに当たり、その第一歩として、各個人の学習成果を評価する検定試験について、全国レベルでの一定の基準を満たすものを対象とし、個々の検定の評価手法の有効性、安定性、継続性及び情報の真正性等を確保する仕組みを検討することが考えられる。

○ この場合、行政改革の経緯等から行政の直接的な関与が困難であれば、民間事業者等による第三者評価機関が検定試験について客観性や質を確保するという仕組みが考えられる。その際、国がその客観性や公平性を担保するため、評価を行う際の参考となるガイドラインを作成するなど、民間事業者等の主体的な取組を支援する必要がある。

○ なお、このような検定試験に関する質の保証や評価の仕組みを構築することは、生涯学習という広い分野において学習成果の社会的通用性を向上させるための一つの方策であるが、このような生涯学習における多様な学習成果の通用性の向上を図ることは、地方公共団体等において既に行われている生涯学習パスポート等の取組に資するものであると考えられる。例えば、欧州においても各国における多様な学習の成果を共通の仕組みで評価する「生涯学習の評価のためのフレームワーク」^{*12}の構築が始まったところであり、その評価フレームワークが定着した際には、生涯学習パスポートにおいて反映・活用することが予定されており、我が国においても、まずは生涯学習の成果の評価のための仕組みが根付くことが期待される。

*12 欧州連合(EU)において、2007年10月、生涯学習の評価のためのフレームワーク(EQF: European Qualification Framework)の創設について合意された。EQFは、各国の各資格がどのレベルにあり、当該資格保有者がどのような知識、技能、職業能力、個人としての能力を持つか比較可能とする。

- また、地域における多様な教育活動等において民間事業者等との連携が期待される中、そのような連携を一層促進するため、各地域の実態に応じて民間事業者等が提供する教育サービスの質の保証の在り方や行政との連携方策について検討することも重要である。

<第2部 施策を推進するに当たっての行政の在り方>

2. 今後の行政等の在り方—生涯学習振興行政・社会教育行政の再構築

(4) NPO、民間事業者等と行政の連携の在り方

- 生涯学習振興行政・社会教育行政においては、様々な学習機会の提供や学習活動の実施等において、NPO、中間支援組織及び民間事業者等の民間団体の果たす役割が大きく、地域の実態等に応じて行政が民間団体等との積極的な連携を進めることが大切である。
- 民間団体との連携については、国及び地方公共団体によって実施されている様々な施策を講じることにより、各地域における連携・ネットワークが築かれ、その過程においても深まっていくものと考えられるが、そのような地域における民間団体との連携の蓄積を行政として目的意識を持って計画的に行っていくことが重要である。また、その際に、NPO、中間支援組織及び民間事業者等の民間団体に関する情報収集や活動内容に関するデータベースの整備等が有効である。
- このような民間団体との連携に当たっての行政の役割は、それらの自主的な「民」による活動を側面から支援しつつ連携し、持続可能な活力を生み出していくことであると考えられる。その際の支援としては、例えば、国においては、サービスの受け手に対し、それらのサービスに対する一定の質や信頼が得られるよう基準づくりを行うことにより、民間団体が活動しやすくなるような環境づくりを行うことや、自らも情報収集に努め、広く国民に情報提供を行うとともに、民間団体による情報提供が積極的に行われるような方策を講じること、さらには施策を講じる際に様々な行政機関と民間団体との連携が促進されるようコーディネーターとしての機能を果たすこと等が考えられる。また、これらの行政としての役割は、都道府県や市町村においてもその実情に応じて期待されるものである。

検定試験の評価ガイドライン(試案)について

「検定試験の評価ガイドライン(試案)」について(検討のまとめ)【概要】

(平成22年6月「検定試験の評価の在り方に関する有識者会議」)

検定試験: 社会一般で通称的に使用されている「検定」や「資格」、「認定試験」などの用語を含め、広く学習者の学習成果を測定する、いわば物差しとしての役割を果たす包括的なもの。

1. 現状や課題

【現状】

- 民間の検定試験は、実施主体(社団法人、財団法人、NPO法人、株式会社、任意団体等)や目的、内容、規模等が多種多様。受験者層も多様。
- 検定試験を実施する参入障壁は比較的低い。
- 検定試験は様々な分野で活用。年間受験者数は数人～100万人以上規模まで多岐にわたる。

【課題】

- 試験の目的や内容が不明確。試験内容が体系的でない。受験者の本人確認がない。
- 実施主体の組織や財務などの情報公開が不十分。継続的に実施されない。などの状況もある

2. 検定試験の意義や評価の必要性

【検定試験の意義】

- チャレンジ精神の涵養、自己の学習の到達目標・到達度の確認、継続的な学習意欲の喚起、教養の涵養など、受験者の年齢・経歴や受験目的等により様々な意義を有しており、学習成果を適切に生かすことのできる社会(いわゆる生涯学習社会)の実現という面からも、検定試験の果たしている役割は大きい。

【評価の必要性】

- 検定試験の評価や情報公開を通じて、質の維持向上を図り、信頼性を確保することは、広く人々の学習意欲の向上や学習成果の社会での活用促進、さらには、社会全体の利益にも資するもの。

3. 検定試験の評価手法

- 自己評価が開始されることが重要。その上で、類似する検定事業者間での評価(関係者評価)や、第三者機関による評価(第三者評価)といった外部評価が行われることを期待。
- 当面は、民間試験のうち、特に検定試験の効果が全国に及ぶ試験において取り組まれることが期待され、中長期的には各地域で実施されている様々な検定試験にも広がり、検定試験を通じて測定された知識・技能が、全国どこでも通用するような環境の構築が望まれる。

影響が大きな検定試験から各地域で実施されている様々な検定試験まで

自己評価から外部評価へ

自己評価	各検定事業者が、自ら行う事業(検定試験)について点検・評価することにより、PDCAサイクルに基づき、組織的・継続的な事業改善に資するとともに、評価結果の公表を通じて、受験者や利用者(学校・企業等)に対する事業の透明性を確保する。	
外部評価	関係者評価(必要に応じ)	検定事業者間による評価の取組を通じて、相互に検定試験の現状や先進的な取組等を把握することにより、各定事業者の自律的な質の向上や改善を促し、検定業界全体の向上に資する。
	第三者評価	評価の客観性や専門性、透明性等を確保した、専門家等による評価を行うことにより、各検定事業者の自律的質の向上や改善を促し、検定業界全体の質向上や信頼性の確保に資する。

4. 検定試験の評価の視点と内容

①実施主体

組織としての理念・目的が明確であり、検定試験を継続的・安定的に実施するために必要な組織体制や財務基盤を有するとともに、実施主体自身がPDCAサイクルに基づき、組織的・継続的に事業を改善していく組織となっていること。また、受検者や利用者(学校・企業等)への適切な情報公開と個人情報の保護がなされていること。

- (1) 組織(組織形態、事務処理体制等) (2) 財務情報(収支計算書、貸借対照表等) (3) その他(情報公開、個人情報保護等)

②実施内容

検定試験の目的や内容が明確であり、これらと整合する適切な測定手法や審査・採点の基準等を有すること。

- (1) 目的(目的(コンセプト)の明確化) (2) 内容(測定する知識・技能やその水準等) (3) 手段(具体的な測定手法等) (4) その他(試験結果の分析・検討等)

③実施手続

事前準備、事後対応を含め、適正かつ公正で透明性の高い検定試験の実施体制を有するとともに、受検手続を明確にした上で目的や内容、規模等に応じた適切な取組を行っていること。

- (1) 事前準備(分かりやすい募集要項等) (2) 試験実施(試験監督業務のマニュアル整備等) (3) 事後対応等(試験結果のデータ管理、試験結果等の情報公開、苦情対応等)

④検定結果の活用促進

検定試験の結果が、学習成果を示す指標として社会に適切に評価され、実際に活用されるよう、検定事業者等において活用促進に向けた適切な取組を進めていること。

- (1) 証明書の発行(受検者氏名、証明年月日、有効期限のほか、獲得した知識・技能の記載があること)
(2) 関連情報(学校・企業等の利用状況、合格者の活躍状況等)の提供 等

⑤継続的な学習支援

受検者の継続的な学習を支援するため、検定事業者等において適切な取組を進めていること。

- 学習教材や過去問題等の学習情報の提供、類似試験等との関係性、受検者の知識・技能レベルの 情報提供 等

情報公開 検定事業の透明性や検定試験の信頼性の確保の観点からも必要な情報がわかりやすく示され、当該情報に誰もが容易にアクセスできることが重要。

5. 今後の取組

○今後は、検定事業者や関係団体等が主体となって、検定試験の目的、内容、規模等に応じた具体的な評価項目や評価基準に関する検討がなされ、各検定事業者による「自己評価」が開始されることが重要。

○類似する分野の検定事業者同士が、検定試験の質的充実を図る視点から行う「関係者評価」さらに、評価の客観性や専門性、透明性等の確保の観点から、第三者評価機関による評価(「第三者評価」)が行われるなど、段階的に評価の取組が進展することを期待。

○第三者評価機関は、評価事業を通じたノウハウの蓄積を活用し、検定事業者等からの相談に対する助言や支援を行うなど、検定試験の質の向上や信頼性の確保に資する取組を主体的に行っていくことも望まれる。

○国としては、こうした取組が進むよう、検定事業者等への働きかけや、評価手法等についての調査研究の実施、関係情報の提供など、必要な支援を継続的に推進。

「検定試験の自己評価シート」について

- 平成22年11月に有識者・検定事業者等により、「検定試験の自己評価に関する研究会」設置（文部科学省はオブザーバー参加）。
- 検定試験の質の向上や信頼性の確保に向けた自己評価の取組促進のため、平成23年2月に「検定試験の自己評価シート」をとりまとめ。

「検定試験の自己評価シート」による自己評価項目の概要

1 実施主体 ①組織、②財務、③その他 情報公開・個人情報

※評価の視点：組織としての理念・目的が明確であり、検定試験を継続的・安定的に実施するために必要な組織体制や財務基盤を有するとともに、実施主体自身がPDCAサイクルに基づき、組織的・継続的に事業を改善していく組織となっていること。また、受検者や利用者（学校・企業等）への適切な情報公開と個人情報の保護がなされていること。

2 実施内容 ①目的、②内容、③手段、④その他

※評価の視点：検定試験の目的や内容が明確であり、これらと整合する適切な測定手法や審査・採点の基準等を有すること。

3 実施手続 ①事前準備、②試験実施

※評価の視点：事前準備、事後対応を含め、適正かつ公正で透明性の高い検定試験の実施体制を有するとともに、受検手続を明確にした上で目的や内容、規模等に応じた適切な取組を行っていること。

4 検定結果の活用促進

※評価の視点：検定試験の結果が、学習成果を示す指標として社会に適切に評価され、実際に活用されるため、検定事業者等において活用促進に向けた適切な取組を進めていること。

5 継続的な学習支援

※評価の視点：受検者の継続的な学習を支援するため、検定事業者等において適切な取組を進めていること。

6 情報公開

※評価の視点：学習者や利用者（学校・企業等）に対して、パンフレットやインターネット等を活用して、検定試験の実施主体や目的、内容、規模等に関する情報が公開されていること。

第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理 (平成25年1月)【抜粋】

第2章 今後の生涯学習・社会教育の振興の具体的方策について

4. 学習の質保証・向上と学習成果の評価・活用の推進

(1) 多様な主体が提供する学習機会の質の保証・向上の推進

- 国民一人一人の能力の向上・底上げを図るためには、社会全体で多種多様な学習機会が提供され、また、その提供される学習機会の質を向上させることが不可欠である。しかしながら、現在、学習機会を提供する民間教育事業者による評価・情報公開等の質の保証の取組については、各事業者によって様々である。
- このため、各事業者が質の保証の取組に必要な手法等を容易に会得できるように、民間教育事業者における評価・情報公開に関するガイドラインの策定・普及など生涯学習・社会教育分野における評価・情報公開等の仕組みを構築し、普及させる方策について検討を深めることが必要である。その際には、国際的な動向であるISO29990(非公式教育・訓練サービスに係る国際標準)等の質の保証・向上の仕組みについても視野に入れて検討していくことが重要である。
- また、社会通信教育の質の保証に資する仕組みである文部科学省認定社会通信教育制度については、平成23年度は27団体が112講座を開設し、約5万3千人が受講しているが、本制度をより活用しやすいものとするため、平成25年度を目途に、事業者や利用者のニーズにあわせた見直しを行うことが望まれる。

(2) 学習活動の成果の評価・活用の推進

- また、学習成果の社会的通用性を高め、個人の学習意欲の喚起にも資するよう、これらの指標となる民間検定試験の実施事業者による情報公開・自己評価等を通じ、検定試験の質の向上を図るとともに、人材認証制度等による学習者の学習成果の評価・活用のための仕組みや認証の共通枠組みの構築に向けた検討が求められる。

教育振興基本計画 (平成25年6月14日 閣議決定)【抜粋】

第2部 今後5年間に実施すべき教育上の方策～四つの基本的方向性に基づく、8の成果目標と30の基本施策～

I 四つの基本的方向性に基づく方策

1. 社会を生き抜く力の養成

(4) 生涯の各段階を通じて推進する取組

基本施策12 学習の質の保証と学習成果の評価・活用の推進

【基本的考え方】

- 学習者が、安心して、質の高い学習を行うことができ、また、その学習の成果が評価され、社会で幅広く通用するための環境を構築する。
- このため、多様な主体が提供する学習機会の質保証・向上を推進するとともに、習得した知識技能を評価し、その結果を広く活用する仕組み等を構築する。

【主な取組】

12-1 多様な主体が提供する学習機会の質の保証・向上の推進

- ・ 民間教育事業者における評価・情報公開に関するガイドラインの策定・普及やISO29990(非公式教育・訓練サービスに係る国際標準)(※)等の質の保証・向上の取組への支援など、生涯学習・社会教育分野における評価・情報公開等の仕組みを構築し、普及する。また、文部科学省認定社会通信教育の改善に向けた取組をさらに進めることにより、良質な学習機会の充実を図る。さらに、社会教育施設の質の向上に向けて、基本施策30-1に記載した取組を進める。

※ 非公式教育・訓練分野の学習サービス事業者向けに、事業者の学習サービスの品質向上を図ることを目的として、2010年9月に国際標準化機構(ISO)が発行した国際規格。

12-2 修得した知識・技能等を評価し評価結果を広く活用する仕組みの構築

- ・ 教育支援人材等の人材認証制度など、学習者の学習成果の評価・活用のための仕組みを構築する。また、[民間検定試験実施事業者等における自己評価・情報公開の取組を更に普及させることにより、検定試験等の社会的通用性を高める](#)。さらに、国や関係機関において、青少年の体験活動の成果に対する評価・顕彰の仕組みの構築を図る。

中央教育審議会への諮問の概要

個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について（諮問）

教育再生実行会議

第5次提言（H26.7.3）

・社会経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い職業人を育成するとともに、専門高校卒業者の進学機会や社会人の学び直しの機会の拡大に資するため、国は、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関を制度化する。

第6次提言（H27.3.4）

・第5次提言で述べた実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化が地域の職業人育成に大きな効果をもたらすことが期待できることから、その実現に向けた取組を推進する。

・国は、大学等の学修に加え、大学等の公開講座、各種の検定試験、通信教育など個々人が学んだ成果を蓄積し、その後の就業や更なる学修にいかせるような学習成果の評価・活用の仕組みや、それらが社会的に認められるようにその質、内容を保証する仕組みを構築する。例えば、ICTを活用し、学修履歴を記録し、活用できる基盤となるような仕組みを整備する。

実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議

（H26.10より開催 H27.3審議のまとめ）

【基本的方向性】

○ 新機関は、大学体系の中に位置付け、学位授与機関とすることを基本とする

（国際的・国内的通用性の確保の重要性や、高等教育体系の多様化の促進のため大学・短大・質の高い専門職業人養成を行う専門学校が移行しうる仕組みとする必要性等を勘案）

【制度化の主要論点】

○ 主目的は、「質の高い専門職業人養成のための教育」とする

○ 実習、実技、演習、実験等を重視
PBLやインターンシップを積極的に導入

○ 教育課程編成や評価に産業界が参画

○ 新機関に相応しい設置基準を設置し、国により設置認可 等

中央教育審議会への諮問（H27.4.14～）

■ **個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方**について審議

■ 総会に置く特別部会（新設）及び生涯学習分科会に置く部会（新設）において、以下の事項をそれぞれ審議

< 検討事項 >

○ **社会・経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い職業人の育成**について（新たな高等教育機関の制度化）

- ・社会の人材ニーズに即応し、各職業分野の特性を踏まえた質の高い職業人養成を行うことができる制度設計
- ・高等教育機関としての質を確保し、新機関の学修成果が国際的にも国内的にも適切な評価を受けられる制度の在り方
- ・高校生の進路の選択肢拡大や、より高度な技術や知識の習得を目指して学び直す際に就職後も社会人が学習しやすい仕組み

○ **生涯を通じた学びによる可能性の拡大、自己実現及び社会貢献・地域課題解決に向けた環境整備**について

- ・各種教育プログラムや検定試験の信頼性や質保証の仕組みづくりとこれらを様々な場面で活用できるようにするための方策
- ・情報通信技術の進展も踏まえ、民間事業者や大学等における各種教育プログラムや検定試験について、学習履歴を安全に管理するとともに、適切に活用し、より高度な学習や幅広い活動等につなげる仕組み